

## 8 地方分権改革の着実な推進について

(内閣官房, 内閣府, 総務省)

### 提案の要旨

- 1 新たな広域自治体（道州）の形成に向けた仕組みづくり
- 2 地方分権改革の着実な推進

### 現状及び課題

#### 1 道州制（新たな広域自治体）に関する動向

- 平成 24 年 12 月の衆議院議員選挙及び平成 25 年 7 月の参議院議員選挙において、複数の政党の政権公約に道州制を推進又は検討する旨記載され、現在、議員提案による法案の国会提出に向けた調整が行われているところである。
- 道州制の基本法案には、「道州制の必要性、理念や姿」、「国と地方双方のあり方を見直す抜本的な改革であること」などが明確に示されていないことから、全国知事会においては、7 月に全国知事会議を開催し、「基本法案において最低限明確に示すべき事項」等について意見のとりまとめが行われた。
- 9 月に自由民主党道州制推進本部から、全国知事会の意見に対する回答が提出されたものの、道州制の姿やメリット・デメリットなど、地方の関心が高い項目については、法案成立後に設置される道州制国民会議で議論するとの回答に留まっている。

#### 2 都道府県・基礎自治体への権限移譲、義務付け・枠付けの見直し

##### （国から地方への権限移譲）

- 9 月 13 日に開催された「地方分権改革推進本部」において、国から地方への事務・権限に関する当面の方針が決定されたものの、「農地転用許可」、「直轄国道・一級河川」、「ハローワーク」など、地方が特に移譲を希望してきた多くの項目は、引き続き検討・調整を要する事項等とされ、移譲に向けた具体的な方針や工程等は示されていない。

##### （基礎自治体への権限移譲）

- 「第 3 次一括法」において、2 法律が都道府県から基礎自治体へ移譲されるとともに、第 30 次地方制度調査会答申（6 月 25 日）で示された都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等については、「地方分権改革推進本部」において検討を行い、本年中に見直し方針を策定することとされた。

##### （義務付け・枠付けの見直し）

- 義務付け・枠付けについては、6 月 7 日に「第 3 次一括法」が成立し、74 法律の見直しが行われたところであるが、今後の取組については、「地方分権改革推進本部」において更なる見直しを進める方針が決定された。
- 地方分権改革推進委員会勧告に掲げられた項目に対し未実施が多く、福祉施設の配置職員数や居室面積等については、条例内容を政省令で拘束する「従うべき基準」が設定されるなど、地域の実情に応じた行政サービスの提供が困難な事例がある。

### 平成 26 年度概算要求等の状況

地方分権改革推進本部において、「国から地方への権限移譲」、「都道府県から指定都市への権限移譲」に関する方針が 12 月に決定される予定

## 1 新たな広域自治体（道州）の形成に向けた仕組みづくり

道州制は、その実現により、国が本来取り組むべき課題への集中的な対応，地方における地域の実情や地域住民のニーズに応える行政の実現による住民の利便性の向上，国と地方の財政支出の適正化，大規模災害時の国家機能不全などのリスクの分散を図ることなどをもって，地域の活力を創出し，国全体の活力と競争力を生み出していくものとしなければならない。

(1) このため，道州制関連法案の検討に当たっては，次の内容を踏まえること。

- 道州制は、「国全体の活力と競争力を生み出すこと」，「国と地方双方の政府機能を強化し，国民の期待に応えること」などを目的に導入するものであり，この目的を法案に明確に位置付けること。
- さらに，中央集権体制を改め，分権型国家へ転換するための道州制の導入となるよう，少なくとも，次の2点を法案において明確化すること。
  - ・ 国と地方の役割分担を抜本的に見直し，国が最低限担うべき事務以外の事務は住民に身近な地方が担うこと。
  - ・ 多様性，独自性を発揮しうる自立した行政の権限を地方が有する制度とすること。
- また，道州制は，「新しい国のかたち」を作るものであり，地方の意見を反映した「道州制の目的」，「期待される効果」などを具体的かつ明確に示し，国民の理解が得られるよう努めること。

(2) 地方の意見を反映の上で法案を取りまとめ，国会で速やかに審議・成立させるとともに，道州制の早期の実現に向けて取り組むこと。

## 2 地方分権改革の着実な推進

地方分権改革が確立した制度として実行されるよう，「地方分権改革推進本部」において，以下の事項を踏まえながら施策の具体化を図ること。その際には，「地方分権改革有識者会議」を有効に活用し，地方の意見を十分に反映すること。（具体的な内容は巻末別紙参照）

(1) 国から地方への事務・権限の移譲の推進

- 地方へ移譲することとされた事務・権限の見直し方針の策定に当たっては，国の関与の限定，財源移譲など必要な措置を講じるとともに，引き続き検討・調整等を要するとされた事項についても，早期の移譲に向けた検討を行うこと。
- さらに，都道府県については，高度なインフラ整備や経済活動の活性化など，広域自治体としての役割にふさわしい事務事業を自ら実施できるよう，財源の確保等の必要な措置を講じたうえで，中央省庁を含む国の事務・権限の移譲を進め，国と地方の役割や事務事業の分担の適正化を図ること。

(2) 基礎自治体への権限移譲の推進

- 地域のことは地域に住む住民が決めるという原点に立ち返り，基礎自治体優先の原則のもと，住民に身近な行政サービスや，まちづくりに密接に関連する事務事業を市町村が自ら実施できるよう，引き続き基礎自治体への法定による権限移譲や任意の移譲を促進するための環境整備等を進めること。
- また，第30次地方制度調査会の答申で示された，都道府県から指定都市への事務・権限の移譲の検討に当たっては，個別の事務毎に検討を行うとともに，地域の実情に即した移譲が可能となるようにすること。

(3) 義務付け・枠付けの抜本的な見直し

- 地方自治体が，保健福祉サービスや地域における土地利用・産業施策・生活環境の整備等を自主的・自己完結的に実施できるよう更なる取組を進め，国の関与の抜本的な見直しを行うこと。
- 見直された項目についても，福祉施設の設置基準等において，「従うべき基準」が多用されていることから，人材確保が困難な地域における保育士の最低基準を緩和するなど，地方の自由度・自主性を高める観点から，質を高める取組を進めること。